

元禄期の経済政策と幕府為替御用

大橋 毅 頭

はじめに

元禄期に將軍綱吉が、牧野成貞や柳沢吉保を側用人に登用して政治を行ったことは知られている⁽¹⁾。また、元禄期の幕府財政は、將軍綱吉による寺院造営や修復、諸大名邸への御成りなどによる支出増大、商品生産の発展や物価騰貴により、幕府財政が悪化した時期とされる⁽²⁾。幕府は財政問題や経済政策を重視し、貨幣改鑄の他、長崎運上金徴収、酒運上金徴収、地方直し、質地の承認、金銭訴訟の受理などを行った⁽³⁾。これらの経済政策は、綱吉側近を軸として、勘定方役人によって運営された⁽⁴⁾。特に柳沢吉保が側用人、萩原重秀が勘定差添役（後の勘定吟味役）に就任すると、柳沢・萩原が大きく関わる経済政策を展開した⁽⁵⁾。幕府の政策に関連して、老中や若年寄による法令伝達や幕令の作成過程についても明らかにされている⁽⁶⁾。

本稿では、元禄期の経済政策の一つである幕府為替御用を取り上げ、創業期三井家を中心に分析する。具体的には、幕府為替御用について阿部正武や柳沢吉保がどのように関わっていたのかに注目する。阿部正武は忍藩、柳沢吉保は川越藩に配置されていた。阿部正武は、藩主在任中に延宝六年（一六七八）に一度だけ忍城に入ったのみで帰国することがなく、国元では家老たちが領内の仕置を担当していた⁽⁷⁾。柳沢吉保は、側用人から老中・大老格に就任し、川越藩主となるが、幕政

の中核にあり江戸城を離れることはなかったといわれている⁽⁸⁾。

幕府為替御用に関する研究は戦前より蓄積があるが、為替仕法の概略に留まったものであった⁽⁹⁾。一九六〇年代から七〇年代初頭にかけて、商品流通史の観点から為替研究も進展し、幕府為替御用の仕組みや取引の流れが明らかにされた⁽¹⁰⁾。幕府為替御用を拝命した三井家については、賀川隆行が、三井両替店は幕府の公金御為替を引き受けて以来、三井家の営業の一つの柱として確立したことを指摘している⁽¹¹⁾。その後、為替御用の成り立ち以降の研究も見られるようになった⁽¹²⁾。

従来の研究は、大坂御金蔵から為替御用達が銀を受け取った後の取引の流れを中心に分析するもの、三井家の経営の中で論じられたものが多かった。しかし、その一方で、為替御用に指示を出す政策主体については、十分な考察がなされてこなかった。これまでの流通史・貨幣史・経営史の中で分析されてきた研究状況を乗り越えるために、幕府の経済政策に注目する意義は大きいと考える。また、元禄期の経済政策は、幕府財政の圧迫および、その補填のために元禄八年（一六九五）から始まる貨幣改鑄を実施したこと、萩原重秀と金座・銀座が利害関係から結び付き賄賂を取っていたことなどが強調されてきた⁽¹³⁾。そのため、新興商人である三井家と幕府為替御用に注目することは元禄時代を考える上でも有効である。

表 1 三井家の出店状況と幕府御用拜命年

店舗名	取扱業種	元禄																宝永		
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	2	2	3	
江戸本店	呉服	○																		
江戸両替店	両替																			
江戸向店	絹・木綿類																			
江戸御用所	御用呉服物																			
江戸芝口店	呉服絹布類販売																			
江戸木綿店	木綿																			
京本店	呉服絹布類仕入																			
京上之店	西陣織の直買																			
京両替店	両替																			
京御用所	御用呉服物																			
京糸店	糸絹問屋																			
京綿店	木綿・郡内絹																			
大坂本店	呉服絹布類販売																			
大坂両替店	両替																			
大坂綿店	絹																			
幕府払方御納戸御用																				
幕府元方御納戸御用																				
幕府金銀御為替御用																				

(注) 『三井事業史』本篇第一巻(三井文庫、1980年)より作成。作表中の○は開店年・拜命年を示している。

以上の先行研究整理を踏まえ、本稿の課題として以下の三点を挙げ
ておきたい。①幕府経済政策の中に為替御用を位置づけること、②為
替御用を拝命した商人の格式について検討すること、③阿部正武や柳
沢吉保と為替御用達との関係について検討すること、である。こうし
た点に留意しつつ本稿では、幕府の経済政策の一部を担う為替御用の
意義を検討する。

一 幕府為替御用の制度

(1) 創業期三井家の概要

創業期三井家の出店状況と幕府御用拝命した年を表1に示した。三
井高利が延宝元年（一六七三）に江戸に呉服店（江戸本店）、京都に
呉服仕入店（京本店）を開き、その後、天和三年（一六八三）に江戸
両替店、貞享三年（一六八六）に京両替店を開いた。なお、この時期
に三井家は松坂から京都に本拠を移して「江戸店持京商人」となった¹⁴⁾
貞享年間には江戸と京都において複数の呉服店を開いた。大坂には元
禄四年（一六九一）に呉服店と両替店を開いた。三井家は、貞享四年
に側用人牧野成貞の推挙によって、幕府弘方御納戸御用達に就任した¹⁵⁾
また、元禄二年には御元方御納戸御用も拝命した。これにより、江戸
・京都・大坂の三都に呉服店と両替店を設置し、幕府御用達商人の地
位についた。¹⁶⁾創業期の三井家は、呉服業の成功と両替店の堅実な発展
により成長したのである。¹⁷⁾

(2) 幕府為替御用の拝命

元禄三年六月、江戸両替町（中央区日本橋本石町）・駿河町（中央

区日本橋室町）の両替屋は全員、町年寄の奈良屋市右衛門方へ集まる
ように連絡があり、町奉行からの申し渡しを伝えられた。幕府が大坂
御金蔵にある金銀の為替による送金御用を申付けることになったので、
希望するものは名乗り出るように、とのことであった。これに応じた
のは、越後屋八郎兵衛、三井次郎右衛門、坂倉屋三郎左衛門、中川屋
清三郎・大坂屋六右衛門・海保屋半兵衛・島屋喜兵衛・海保屋伝左衛
門・海保屋六兵衛・和泉屋（泉屋）三右衛門・朝田屋与兵衛・中川屋
三郎兵衛の一二名であった。¹⁸⁾なお、他にも希望を出した商人がいたよ
うであるが構成員に入っていない。¹⁹⁾三井家からは、呉服店の越後屋八
郎兵衛（高平）と両替店の三井次郎右衛門（高伴）の二名が応じた。
この一二名は江戸本両替町・駿河町・本銀町・室町三丁目に店を持つ
商人で、越後屋八郎兵衛以外の一名は江戸本両替仲間²⁰⁾に加入してい
る両替屋であった。名乗り出た一二名は元禄四年に為替御用を拝命す
ることになった。この一二名は、はじめは一二名一組であったが、そ
の後、三井家と他一〇名が分離し、三井組と十人組と称するようにな
った。²¹⁾

表2は為替御用達商人の本両替仲間加入時期を示したものである。
加入が早いのは中川屋三郎兵衛で明暦三年（一六五七）であり、三井
次郎右衛門が元禄元年であった。また、享保二年（一七一七）時の店
・住宅を見ると、江戸および京都・大坂に住宅を持つ商人が九人で、
京都・大坂・江戸のいずれかに店を所持している商人が三人であった。
海保屋伝左衛門と島屋喜兵衛は宝永七年（一七一〇）から正徳五年（一
七一五）の間に為替御用から脱退している。なお、同時期に蔵田七郎
右衛門・細井戸市郎右衛門が加入している。²²⁾為替御用の構成員につい

ては、三井家を除く十人組の構成員は異動が激しかったことが挙げられる。²³⁾

〔史料1〕

一元録四年未二月、御勘定御奉行松平美濃守様於御宅、稻生伊賀守様・御吟味諸星伝左衛門様・荻原彦次郎様、御金奉行中様御三人御立会被仰渡候者、大坂御金藏御金銀是迄大御番衆宰領ニ而御伝馬ヲ以御下し被遊候所、道中為御救御為替ニ可被仰付と思召被仰出候処、差出候勤方之書付尤二思召、殊両替商売手広仕候者共之内被聞召及被遂御吟味、「御老中」阿部豊後守殿江御鏡之上右御用被仰付候間難有奉存御大切可相勤旨、

表2 為替御用達商人の本両替仲間加入時期

	両替商	和暦	西暦	月	享保2年時の拠点
1	中川屋三郎兵衛	明暦3	(1657)	8	江戸住宅
2	坂倉屋三郎左衛門	万治1	(1658)	3	江戸住宅
3	海保屋伝左衛門	万治1	(1658)	3	宝永7年から正徳5年の間に本両替仲間を脱退
4	海保屋六兵衛	万治1	(1658)	8	江戸住宅
5	和泉屋三右衛門	万治1	(1658)	8	江戸住宅
6	朝田屋與兵衛	寛文2	(1662)	3	江戸住宅・大坂ニ店所持
7	島屋喜兵衛	寛文3	(1663)	8	宝永7年から正徳5年の間に本両替仲間を脱退
8	大坂屋六右衛門	寛文4	(1664)	3	江戸住宅
9	海保屋半兵衛	寛文10	(1670)	8	江戸住宅
10	中川屋清三郎	天和1	(1681)	8	江戸住宅・京大坂ニ店所持
11	三井次郎右衛門	元禄1	(1688)	3	京住宅・江戸大坂ニ店所持

(注) 三井高維編『新稿両替年代記関鍵』二巻考証篇(岩波書店、1933年)、岩生成一監修『京都御役所向大概覚書』下巻(清文堂出版、1973年)より作成。なお、作表中に、越後屋次郎右衛門の名前がないのは越後屋は呉服屋のため本両替仲間には加入していないためである。

尤御老中様方江御礼ニ参上仕候様被仰渡候事
右御礼ニ御老中様・御勘定御奉行様・御吟味様方・御金奉行様方へ相廻候事²⁴⁾

史料1は、元禄四年二月に勘定奉行の松平美濃守重良の屋敷において、同奉行の稻生伊賀守正照、勘定吟味役の諸星伝左衛門忠直・荻原彦次郎重秀²⁵⁾、金奉行の三人(大柴清右衛門祐栄・大岡喜右衛門忠通・永井内蔵助信晟²⁶⁾)が評議したものである。評議の内容は、①大坂御金藏の金銀はこれまで大番衆の宰領で伝馬による輸送であったが、道中御救いのため為替を命じたこと、②差出勤め方の書状には、特に両替商売を手広く行っている者たちの中から吟味をし、老中の阿部豊後守正武へ問い合わせた上で御用を申しつけたため大切に勤めるようにとのことであった。また、老中・勘定奉行・勘定吟味役・金奉行へお礼回りを命じている。

(3) 幕府為替御用の内容

幕府為替御用が開始された当初はどのような方法で為替取組が行われていたのであろうか。幕府為替御用の請負内容についてみていく。

〔史料2〕²⁷⁾

差上申一札之事
一大坂御金藏江江戸御金藏江金銀被指下候二付、為御替被遊候積り、御請合奉願候事
一銀五百貫目迄者、何時成共於大坂御渡被成候ハ、日数六十日限二

而於御当地金子上納如此、銀高多少ニ不依毎月は不及申、自然二者一ヶ月置二成とも、請取次第六十日限上納之積り、何迄も御請負可仕候事

一右両替之儀は其時々大坂之相場次第、於御当地金子上納可仕候事

一御当地ニ而銀子御用之節は、大坂ニ而御渡被成候銀高之内半分ツ、

銀子上納可仕事

一金銀包之儀三井次郎右衛門包ニ而上納可仕候事

右之通為御替奉願候、然ル上は何時成共於大坂請取申候日数六十日切ニ於御当地上納可仕候、依之兩人分為家質代金八千四百兩之家屋敷町並売券直段之儘ニ而不断差上置可申候、勿論拙者共は如何様之儀御座候而自然御為替金銀遲滞仕ニおゐてハ右家質被召上、其上何様之曲事ニも可被仰付候、少も違儀申上間敷候、仍如件

元禄四年未二月廿五日

本銀町式町目

越後屋八郎兵衛

駿河町

三井次郎右衛門

大柴清右衛門殿

大岡喜右衛門殿

永井内蔵助殿

史料2は、元禄四年二月二五日、越後屋八郎兵衛（高平）と三井次郎右衛門（高伴）が江戸の金奉行（大柴祐榮・大岡忠通・永井信晟）宛に差し出した為替請負証文である。証文に記された内容をみても、①三井家が大阪御金蔵から貨幣を受け取ってから、江戸御金蔵へ

納入する期間は六〇日であること、②大阪御金蔵からは銀で受け取り（上限は銀五〇〇貫目）、江戸御金蔵へは金で上納することを原則とする事、③江戸で銀が入用の際は銀の上納も認めるが、大坂での受取高の半分にする事、④金の上納の場合、金と銀の交換に際して金銀相場は江戸の銀相場ではなく、その時の大坂の金相場とすること、⑤金包み、銀包みともに三井次郎右衛門包みでの上納を認めてほしいこと（一般的には後藤包³⁴）、⑥以上の内容で為替御用を引き受けるので、それに対する担保として家質八四〇〇両を三井が差し出すこと、である。なお、三井次郎右衛門包みは後に為替組包（別名三井包）となり、幕府の金銀為替御用達三井組として特別に包封したものである³⁵。また、為替御用の仕組みを図1に示した。まず、大坂から江戸への幕府公金の送金であるが、為替御用達は公金を無利息で運用する事ができた。当初は六〇日でのち九〇日以内となった。三井家は多額の公金を為替に組むために多数の町屋敷を購入し、家質を担保物件として幕府に差し出した。

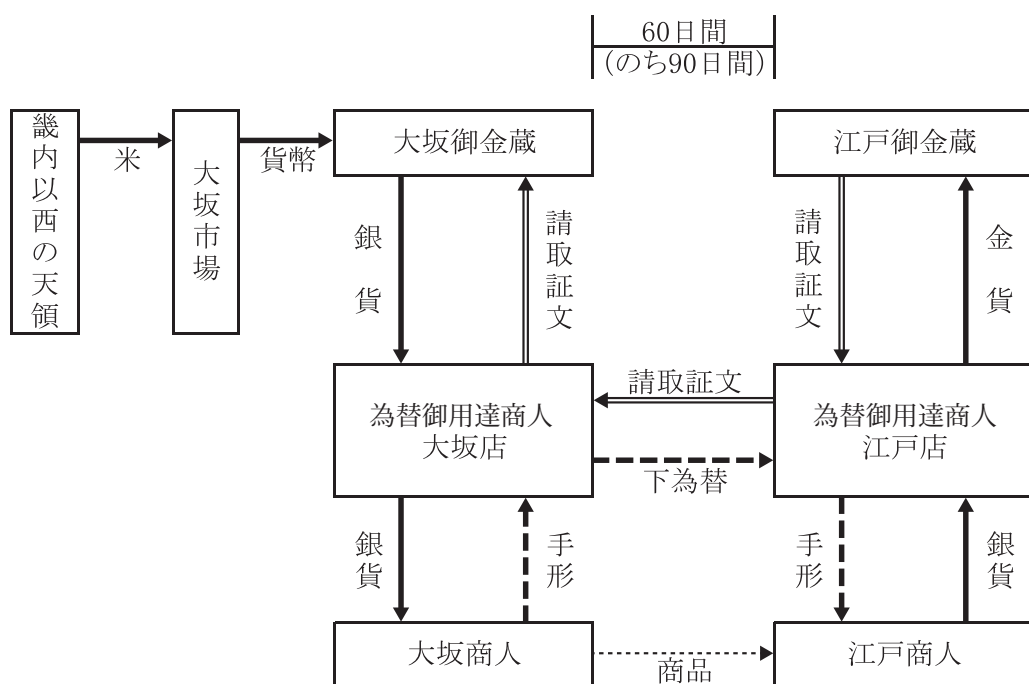
次に大坂・江戸の商人間の逆為替については、①為替御用達が大阪御金蔵から公金を受け取ると、大坂商人から手形を購入する、②為替御用達の大阪店から江戸店へ手形（下為替・逆為替）を送る、③大坂商人は江戸商人へ商品を送る、④為替御用達が江戸商人に手形を呈示して代金を受け取る、⑤受け取った代金を江戸御金蔵へ納める、といった流れになる。このように、為替御用達は大阪商人と江戸商人の商品取引の代金回収を代行することになる。為替御用達はその他にも、公金を資金として運用していた。つまり、上納期間内であれば、京都で呉服の仕入れをして江戸で販売することも可能であったのである。

二 為替御用に関する幕府からの指示

(1) 江戸御金蔵への為替上納

幕府為替御用は、幕府が大坂御金蔵から江戸御金蔵への金銀移動について、為替にしたものを三井家などの為替御用達が請け負うもので

図1 幕府為替御用の仕組み



(注) 新保博「御金蔵為替の成立についての一考察」(『三田学会雑誌』64巻8号、1971年)
田谷博吉『近世銀座の研究』(吉川弘文館、1963年)等を参考にして作成。

あった。これについて、為替御用達は為替取組について幕府勘定方役人から指示を受けていた。

〔史料3〕³⁶⁾

従大坂御金蔵江戸御金蔵江金銀差下候儀、当所町人共為替請負候二付、此度員数之儀者、御勘定頭之添状之通右之者共二可被相渡候、委細者御勘定頭之可被申越候、向後度々右之町人共為替金銀請取候者、御勘定頭之添状を以無相違可被相渡之候、且又大坂にて銀子請取、江戸ニ而金子を以相納候節、且又御勘定頭之金高可申遣候間、於其他時々兩替相場相極、銀子相渡可有勘定候、以上

元録四未^(ママ)

閏二月

就御用上京

相模 印
山城 印
豊後 印
加賀 印

- 小田切土佐守殿
- 加藤平八郎殿
- 八木庄兵衛殿
- 小尾市郎左衛門殿
- 服部半左衛門殿
- 小林重右衛門殿^(ママ)

史料3は、元禄四年閏二月に、老中の土屋相模守政直・戸田山城守忠昌・大久保加賀守忠朝が連名で、大坂町奉行の小田切土佐守直利³⁷⁾・

加藤平八郎泰堅⁽³⁸⁾および大坂御金奉行の八木庄兵衛某・小尾市郎左衛門某・服部半左衛門保儀⁽⁴¹⁾・小林十右衛門直政宛に出したものである。老中の阿部豊後守正武は御用のため上京しており印を⁽⁴²⁾ついていない。これによれば、大坂で渡される為替金銀の高は、その都度、江戸の御勘定頭からの添状によって示されることになっていた。大坂で銀を受け取り、江戸においても銀で上納させる場合は問題ないが、江戸において金で上納させる場合は、御勘定頭よりその金高を知らせるので、その時の金銀相場で金高に見合った銀を勘定するというのである。

つまり、江戸の勘定方が大坂で渡される為替の高(額面)を決定しており、大坂側の裁量で決めることはできなかったのである。大坂御金蔵の金銀を江戸に移動させる際には、江戸御金蔵を管理していた勘定頭の主導性を見ることが⁽⁴³⁾できる。

(2) 幕府経済政策に関わる為替取組

貨幣改鑄をはじめとする元禄期の経済政策は、幕藩制社会の経済発展への対応として捉えられている。⁽⁴⁴⁾幕府が替御用もこれらの政策の中で関わってくることになる。為替御用の実態を見ていく。

〔史料4〕⁽⁴⁵⁾

一元禄十二年卯五月、京都箔座并酒運上為御替次郎右衛門・三郎助江被仰付、則此為家質八千五百両差上相勤申候事

箔座為替ハ寶永二年酉十二月箔座分直納相願、向後直納ニ被仰付、手前為御替ハ相止ミ申候、依之翌戌二月家質高之内三千両酒方ニ残置、五千五百ハ家質願下ケ申候事

元禄期の経済政策と幕府が替御用(大橋)

史料4は、京都箔座・酒運上為替に関するものである。元禄一二年五月、京都箔座および酒運上の為替を三井次郎右衛門(高伴)・三郎助(高治)へ命じられた。担保として家質八五〇〇両分を差し出して御用を勤めた。酒運上為替については、元禄一〇年の酒造統制令(第三次株改め)が関係している。柚木学の研究を踏まえると、元禄一〇年の法令は、酒運上金の徴収を目的としたもので、五割の酒運上を賦課したことが挙げられる。⁽⁴⁷⁾つまり、酒運上金が巨額となったため、三井家⁽⁴⁸⁾に為替を組む依頼をしたものと考えられる。なお、酒造統制令は「酒造運上之儀被仰出候通、可得其意候、委細は荻原近江守に承べき事」とあり、荻原重秀が関与している。

また、箔座為替については、宝永二年(一七〇三)一二月に箔座より為替を直接納める願いが出され許可されたので、三井家の為替は停止となった。これにより翌三年二月に家質高のうち三〇〇〇両は酒運上為替分として残しておき、五五〇〇両分の家質の願い下げを申し出たのであった。

〔史料5〕⁽⁴⁹⁾

手前并十人組一所二相勤候京都御為替之事

一元禄十二年卯八月十一日、荻原近江守様分三井次郎右衛門・泉屋三右衛門・中川清三郎・朝田屋與兵衛、明十二日四ツ時右四人近江守様江参上仕候様被仰下、則十二日四時右四人参上仕候處、吉田與一兵衛殿を以京都銀座分下り御銀毎月五六貫目在之候、此御銀於京都右四人江御渡可被遊間、為替仕差下、於御當地時々相場を以金納ニ仕、御用可相勤旨被仰渡(後略)

史料5は、京都為替御用に関するものである。元禄一二年八月一日に勘定奉行の荻原重秀から三井次郎右衛門・泉屋三右衛門・中川清三郎・朝田屋與兵衛へ一二日四ツ時（午前一〇時頃）に参上するよう指示が出された。四人が参上したところ、荻原家人の吉田与一兵衛より京都銀座から下り銀が毎月五・六貫目あり、その銀を京都において四人へ渡して為替を組み、江戸の相場により金で納めることが記されている。

〔史料6〕⁵⁰

銀座拝借金為替御用之事

一元録^(ヤ)十四巳年二月廿日、近江守様江被召寄被仰渡候者、今度銀座江被仰付候銅座御用ニ付、拝借金壹万両銀座江被為仰付候、右此金子於御当地手前江請取、於大坂銀座方江相渡候様為替可仕旨被仰渡、依之翌廿一日岸部次郎右衛門方江右之趣手紙ニ而申入、同廿五日期銀座合関久右衛門参、右為替手形之案文持参、外ニ誰ニ而も商人致加判候様ニ小川町ニ而御意之事ニ候間、其旨可相心得旨申聞候、依之同日近江守様江参上、加判之義御窺申上候所、弥御屋敷合被仰付候ニ相違も無之ニ付、左候ハ、中川清三郎加判致させ可申之旨御請申来（中略）廿七日朝飯後金子相渡可申旨申越候付、其節清三郎同道参上、金子請取、為替証文相渡候

史料6は、銀座拝借金⁵¹の為替御用に関するものである。元禄一四年二月二〇日に三井家の者が勘定奉行荻原重秀に呼び寄せられた。荻原重秀が銀座へ銅座御用（大坂銅座）の拝借金一万両を命令したが、こ

の金子を三井家が受取って大坂の銀座へ渡すため為替を組むように命じた。これを受けて、翌二日に銀座役人の岸部次郎右衛門⁵²へその旨を手紙で申し入れた。二五日の朝、銀座より関久右衛門が為替手形の案文を携え参上した。三井家の者以外でもう一人加判するように小川町（荻原重秀の役宅⁵³）で指図を受けたので心得るように命じた。同日、荻原重秀の元へ参上し加判の件について反応を見たところ、屋敷で関久右衛門から命じられた内容と同じであったので、中川清三郎に加判させることで引き受けた。二七日の朝食後に金子の受け渡しをする指図が出されたので、中川清三郎と一緒に参上して金子を受け取り、為替証文を銀座へ渡したのであった。

〔史料7〕⁵⁴

請取申為御替金子之事

合金壹万両者 後藤包也

右是者今度銅座就御用大坂銀座江被差登候金子為替ニ可仕旨、荻原近江守様仰渡候付、於当所慥請取申所実正也、右之金子五千両者来月廿六日切、残而五千両者当四月十日切大坂銀座江急度相渡、請取証文取之、此手形引替可申候、仍請取為替証文如件

元禄十四年巳二月廿七日 三井治郎右衛門

中川清三郎

銀座

岸部次郎右衛門殿

右之為替御老中様方御評儀之上被為仰付候御事之由、荻原様ニ而被仰渡候

右銀座為替壹万両於大坂日限之通兩度ニ相渡、彼地中村九郎右衛門請取証文式通到着、依之四月廿四日ニ関久右衛門江手紙を以申入、前方爰許ニ而入置候証文と、右九郎右衛門請取手形と引替相済申候(後略)

史料7は、史料6の続きである。為替に記載されている内容は以下の三点である。①金一万両は銅座御用について大坂銀座へ送る為替にすること、②荻原重秀の指示により、一万両は江戸で受け取り、五〇〇〇両は三月二六日まで、残りの五〇〇〇両は四月一〇日までに大坂の銀座へ渡すこと、③請取証文は手形と引き換えること、である。また、為替については老中が評議した上で命じたもので、荻原重秀に指示を出している。一万両の為替は大坂において、期限内に二回渡された。大坂で中村九郎右衛門が受け取った請取証文二通も到着した。四月二四日に銀座の関久右衛門へ手紙を出し、入置証文と請取手形の引替も済ませた。

つまり、金・為替の流れとしては、①江戸銀座が三井家に金一万両を渡す、②三井家が現金一万両を為替(一万両)に換える、③三井家が大阪銀座へ為替一万両を二回に分けて渡す、ことになっている。史料ではここまでの記述であるが、おそらく、④大阪銀座から為替一万両を銅座に渡されたものだと考える。また、銅座御用の為替について、老中が評議して勘定奉行荻原重秀に指示を出している点は、江戸で政策を決定していることを意味している。

〔史料8〕⁵⁶⁾

朝鮮国より人參持渡候得とも、近年不勝手にて、早速代金才覚難成滞

候付、段々以書付被相願候趣、出羽守各江も申談候、人參之義は、世上のために候ゆゑ、達上聞、当分御金三萬兩御引替被仰付候間、人參手支無之様に可被致候、尤御引替之事候間、上納近年に相済候様可被仕候、以上

二月廿七日

阿部豊後守

宗対馬守殿

史料8は、老中阿部正武が宗対馬守義方⁵⁷⁾に宛てたものである。朝鮮国から人參を輸入していたが、近年に不具合になり、代金返済の手立てがなく滞ってしまった。書付により願ひ出ており、柳沢吉保らへ相談したところ、人參については、世上のためになるため、当面金三万兩の引き替えを行った。人參貿易が手詰まりにならないように引き替えるので、上納は近年に済ますように命じた。三万兩の調達については、次の史料に詳しい。

〔史料9〕⁵⁸⁾

宗対馬守様拝借金御為替之事

一元録^(ママ)十四年巳三月四日、暮方ニ近江守様御用之儀有之候間急ニ參候様ニと、田中半六殿被仰下、早速致伺公候所御意被遊候者、人參不自由ニ付此度宗対馬守様江拝借金三万兩被仰付候、右是ヲ手前江請取大坂為替ニ可仕之旨、尤右之内老万式千兩分者致銀子ニ、当月廿日切於大坂対馬守様御役人衆へ相渡、残分者役人衆と致相對段々ニ日柄延相渡可申之旨被仰付候、依之申上候者、御大切成御用殊ニ銀払底之砌大分之銀子壹人立候而者中々調兼可申と奉存候間、

三右衛門、清三郎、与兵衛、私四人江被仰付被下候様ニと御願申上候得者、尤ニ思召、右御用四人江被為仰付候(後略)

史料9は宗氏の拝借金に関するものである。元禄一四年三月四日の夕方頃に萩原重秀から御用があるので早急に参上するように命じられた。人参貿易が不自由のため、宗対馬守義方へ拝借金三万両を許可することとなった。これについて、三井家が受け取って大坂為替を組み、一万二〇〇〇両分は銀で三月二〇日までに大坂の宗義方の役人衆へ渡し、残りの一万八〇〇〇両は銀が高騰しているため、役人衆と相談し日を延ばして渡す旨を命じられた。三井家としては大切な御用ではあるが、銀が高騰している時期に三万両の銀を一人で調達するのは難しいという事情があった。そのため、幕府の為替御用を勤める泉屋三右衛門、中川清三郎、朝田屋与兵衛、三井次郎右衛門の四人に命じてもらうように願いだしたところ、四人へ命じられたことである。

ここでは、萩原重秀が三井家に、幕府が宗氏に拝借金として貸し付ける三万両分の為替取組を依頼している。また、銀高騰のため、三井家のみでは調達できず、他の三人と共同で調達することとなった。幕府の目的は、無事に宗氏に為替が行き渡ることであり、為替御用を請け負う商人間の要望等は聞き入れていたことが分かる。

三 御用達商人の格式

(1) 年頭の御目見

御用達商人の格式については、元禄期に御用達になった書物師出雲寺などが挙げられる⁵⁹⁾。為替御用を請け負う商人たちも、御目見や献上

を願っている。

〔史料10⁶⁰⁾〕

御目見献上物発端之事

一元禄十二年卯年十二月廿四日夜、大村與右衛門様〆四人之名宛之御手紙到来、御為替御用始而被仰付候、年数并御目見之儀奉願候、年数書附相認、差上申様被仰下候付、四人寄合相談之上、左之書附相認、御使江御返書一所ニ相渡ス

覚

一元禄四未年為御替御用被為仰付、当年迄九ケ年相勤来申候、御目見願之儀ハ亥年〆当年迄五ケ年、拾壹人共年々奉願候、以上

卯十二月廿四日 四人

大村與右衛門様

右書附差上候所、翌廿五日朝、井戸対馬守様江被遣候由、永井内蔵助様〆三井次郎右衛門方へ右之通寫差上可申旨被仰下、則十二月廿五日寫上候

史料10によれば、元禄一二年一二月二四日夜に、金奉行の大村与右衛門貞義⁶¹⁾より四人宛(三井次郎右衛門・泉屋三右衛門・中川清三郎・朝田屋与兵衛)に手紙が届いた。内容は幕府の為替御用を始めてからの年数と御目見を願っている年数を書き記して寄こすようにというものであった。四人は相談して大村宛に返書を出した。返書には、元禄四年に為替御用を仰せつかり、九年間勤めてきたこと、御目見の件は亥年より五年間毎年一人で願いだしていることが書かれていた。返

書は翌二五日朝に、勘定奉行の井戸対馬守良弘⁶²に届いたとのことであった。表3は、年始御礼までの流れである。一二月晦日まで指示が出されていること確認できる。

翌辰年の正月三日に、四人は六つ半（午前七時頃）に江戸城へ参上し、指示された席に詰めていたところ、五つ時（午前八時頃）に勘定奉行の井戸良弘と萩原重秀、久貝因幡守正方⁶³の三人が参上し、席に間違いがないか確認をした。その後、將軍綱吉に御目見をして退出した。老中・側用人・若年寄・町奉行・勘定奉行にお礼廻りに行き、金奉行には特にお礼をしたということであった。

(2) 八朔・歳暮の御目見

年始の御目見に続いて、八朔・歳暮についても御目見の願いが許された。

〔史料11〕

元録⁽⁷⁾十三辰年七月廿一日、小泉市太夫様・諸星清左衛門様々御手紙到来、御願申上置候八朔・歳暮御目見之儀首尾能被為仰付候間、今日中御月番清左衛門様江右御請伺公可仕旨被仰下、則次郎右衛門・三右衛門・清三郎・与兵衛同道、清左衛門様・内蔵助様御両所江参上仕候、尤御老中様方江ハ御目見相濟候後御礼ニ参上仕候様との御事ニ候
一七月廿二日、御勘定御頭様方并御町奉行所江も右御礼四人相廻
七月廿五日、献上物之儀以書付諸星清左衛門様江次郎右衛門・三右衛門御伺申上候所、翌廿六日、於御金蔵清左衛門様被仰渡候者、八朔中形縮綿五端差上可申旨、久貝因幡守様被仰渡候旨御請申上候

表3 年始御礼までの流れ

月	日	内容	
12	24	夜	金奉行の大村与右衛門貞義より三井・泉屋・中川・朝田屋の4人へ手紙が届く。
12	25	朝	勘定奉行の井戸対馬守良弘へ返書が届く。
12	25	朝	金奉行の永井内蔵助信晟より三井次郎右衛門へ返書の写しを提出するよう指示が出る。
12	25	夜	三井方は返書の写しを準備する。
12	26	-	金奉行大村のもとへ4人と坂倉屋三郎左衛門。嶋屋作兵衛・海保半兵衛が参上したところ、大村が数年来御目見えを願い出ていた件について、今回は4人御目見えが許可された。また以前から11人同様に願い出ていたが、大勢一同では望ましくなく、残り7人は近いうちに願い出るようにとのこと。4人の他に坂倉屋・嶋屋・海保屋を呼び出したのは、この内容を伝えるためであり、江戸城において老中の阿部豊後守正武より井戸対馬守へ言いつけになった。4人へ下された書付の写しは、三井次郎右衛門・泉屋三右衛門・中川清三郎・朝田屋与兵衛の願い通り、年始御目見えを許可するものであった。献上物一切は26日のうちに井戸対馬守のもとへ参上し尋ねるようということ。
12	26	-	井戸対馬守のもとへ4人がお礼に参上し、献上する品を申上げ、27・28日は書付などを差上げ、準備をし、29日に差上げる書付を済ませた。
12	晦	-	中川清三郎が井戸対馬守のもとを訪ねる。井戸が老中たちへ尋ねたところ、御目見えは正月三日で、献上物は色縮緬五反で、格式は銀座・朱座・箔座と同列であった。勝手がよく分からない場合は、銀座・朱座・箔座の者へ尋ねるようにつけられた。その時に年始御目見えに出頭せよという内容の書付が下され、その日のうちに請書を差上げた。

(注)「御用留抜書 弐」(三井文庫所蔵史料 本205)より作成。

八朔、御城江四人罷出、御目見首尾克奉申上、夫々御老中様・御側御用人様・若御老中様方・両町奉行所・御勘定御奉行様江御礼相廻候

史料11は、元禄一三年七月に御金奉行の小泉市太夫・諸星清左衛門盛明⁶⁴より手紙が届き、願い出ていた八朔・歳暮の御目見については、首尾よく命じられた。そのため、三井・泉屋・中川・朝田屋は諸星清左衛門・永井内蔵助、勘定頭、町奉行所のもとへ伺候した。二二日に

勘定頭・町奉行所へ御礼廻りをし、二五日に献上物について諸星清左衛門へ伺い、二六日に献上物は中形縮緬五反と命じられた。八朔当日は、江戸城へ四人が参上し、首尾よく御目見と献上をし、その後、老中、側用人、若年寄、町奉行所、勘定奉行へ御礼廻りをした。

〔史料12〕⁶⁵⁾

例年之通、八朔之御礼ニ罷出筈之間、可得其意候、如毎献上物且又可持参候、以上

七月廿九日 戸備前守

三井治郎右衛門との

泉屋三右衛門との

中川清三郎との

朝田屋与兵衛との

史料12は、八朔のお礼に関するものである。勘定奉行の戸川備前守安廣⁶⁶⁾が三井・泉屋・中川・朝田屋に対して献上物を持参するように指示を出している。

〔史料13〕⁶⁷⁾

元録⁶⁷⁾十三辰年十二月廿一日、歳暮献上物之儀願之通、井戸対馬守様へ御金奉行様へ御廻状来候旨、翌廿二日御手紙ニ而御廻状永井内蔵助様へ被遣候写如左

御為替御用人

三井次郎右衛門

泉屋三右衛門

中川清三郎
朝田屋与兵衛

右之者共歳暮御礼申上候節、綿十把献上仕度旨今日御老中江相窺候処ニ、願之通献上候様ニ被仰渡候間其旨可被申渡候、已上

十二月廿一日 井戸対馬守

永井内蔵介殿⁶⁸⁾

小泉市太夫殿

諸星清左衛門殿

杉山久助殿

十二月廿八日五ツ時、四人同道御城江罷出、歳暮御礼奉申上、献物仕相済、夫令御老中様方・若御老中様かた・御側御用人様方・両町御奉行所・御勘定御奉行様かた・御金奉行様方、右御礼相廻申候事(後略)

史料13は、元禄一三年二月二日に、歳暮献上物を願い出た件について、勘定奉行の井戸良弘から金奉行へ廻状が来た。翌二二日に手紙で永井より遣わされた廻状の写しは、井戸から永井内蔵助・小泉市太夫・諸星清左衛門・杉山久助信行⁶⁸⁾に宛てたもので、為替御用人の三井・泉屋・中川・朝田屋が歳暮御礼に綿一〇把を献上したい旨を老中に伺ったところ、願いの通り献上するように命じた。という内容であった。二八日に四人は登城し、歳暮御礼・献上をして、老中、若年寄、側用人、町奉行所、勘定奉行、金奉行へ御礼廻りをした。

おわりに

以上、元禄期の経済政策を幕府為替御用と関連させて検討してきた。本稿の課題に即して論点整理をし、残された課題を提示したい。

第一に、幕府為替御用を請け負う為替御用達は江戸の本両替仲間から選ばれており、幕府の公金を扱う商人は江戸が主体となっていた。また、大坂御金蔵の金銀を為替によって江戸へ送金する際も為替金高や金銀相場の決定権は江戸の勘定方が握っていたことにより、江戸の相場が優先され、江戸の勘定方が主導していた。三井家は、大坂から江戸への幕府公金の送金以外にも、銀座拝借金による大坂の銅座御用、京都箔座・酒運上金の送金、人参貿易のため宗氏へ拝借金の為替を組むこともあった。為替は幕府公金の送金以外にも様々な用途に利用されていた。経済政策に関わる大部分は、公金為替が組まれたものと考えられる。

第二に、為替御用を拝命した商人は、年始御礼・八朔・歳暮の御目見・献上を繰り返し願い出た結果、許可された。將軍の御目見を許されることになり、銀座・朱座・箔座などと同格となった。これにより、一定の格式を得た御用達商人として地位を確立した。また、江戸城登城や儀礼の指示を出していたのは、萩原重秀などの勘定方役人であった。

第三に、阿部正武や柳沢吉保と為替御用達との関係について、為替御用の開始については老中阿部正武が関わっていた。元禄七年に柳沢吉保が老中に就任してからは、大坂の銅座御用、京都箔座・酒運上金の送金、人参貿易などに関わっていた。つまり、為替御用に関する政策は、老中および勘定方役人が評議をして為替御用達へ指示を出して

いる。指示系統は老中―勘定方役人（勘定奉行、金奉行）―為替御用達であった。阿部正武と柳沢吉保は、ともに幕府要職に就いていたため、国元を不在にしていたが、幕政に関わるとともに、元禄期の経済政策の指揮を執っていたのである。

なお、阿部正武は紀伊国屋文左衛門（紀文）とつながりがあり、大名貸を受けるなど懇意にしていたと言われている⁶⁹⁾。また、阿部家は三井家から安永期（一七七二―八一）であるが大名貸を受けていた⁷⁰⁾。一方、柳沢吉保は、宝永期に本両替の菱屋庄左衛門を三井組に加入させるなど圧力を加えたため、三井家と柳沢吉保は良好な関係ではなかったと指摘されている⁷¹⁾。綱吉政権の中枢を担った阿部正武や柳沢吉保と、三井家などの商人との関係については、幕府の経済政策での関わりのみならず、大名と商人といった個別の関係にも目を向けていくことが今後の課題である。

註

- (1) 栗田元次『江戸時代史 上巻』(近藤出版社、一九七六復刻)、北島正元「牧野成貞と柳沢吉保」(同『近世史の群像』吉川弘文館、一九七六年)。
 - (2) 児玉幸多『日本の歴史16 元禄時代』(中公文庫、一九七四年)、尾藤正英『日本の歴史19 元禄時代』(小学館、一九七五年)。
 - (3) 辻達也『享保改革の研究』(創文社、一九六三年)、大石慎三郎『元禄時代』(岩波書店、一九七〇年)、藤野保『新訂幕藩体制史の研究』(吉川弘文館、一九七五年)、高埜利彦『日本の歴史13 元禄・享保の時代』(集英社、一九九二年)、同編『日本の時代史16 元禄の社会と文化』(吉川弘文館、二〇〇三年)、塚本学『徳川綱吉』(吉川弘文館、一九九八年)、福田千鶴『徳川綱吉』(山川出版社、二〇一〇年)、深井雅海『日本近世の歴史3 綱吉と吉宗』(吉川弘文館、二〇一二年)など。
 - (4) 深井雅海『徳川將軍政治権力の研究』(吉川弘文館、一九九一年)。
 - (5) 『川越市史』第三巻、近世編(川越市、一九八三年)三〇〇頁。
 - (6) 藤井讓治『幕藩領土の権力構造』(岩波書店、二〇〇二年)。
 - (7) 『阿部正武と徳川綱吉』(行田市郷土博物館、二〇一七年)。
 - (8) 『新編埼玉県史』通史編3近世1(埼玉県、一九八八年)二九八頁、大館右喜『近世関東地域社会の構造』(校倉書房、二〇〇一年)二〇頁、重田正夫『川越藩』(現代書館、二〇一五年)。
 - (9) 松好貞夫『日本両替金融史論』(日本評論社、一九三二年)、三井高維編『両替年代記』(岩波書店、一九三三年)、遠藤佐々喜『江戸時代の公金爲替制度に於ける御爲替組の発達真相』(『社会経済史学』第四卷第六号、一九三四年)。
 - (10) 中井信彦『幕藩社会と商品流通』(塙書房、一九六一年)、作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究』(未来社、一九六一年)、田谷博吉『近世銀座の研究』(吉川弘文館、一九六三年)、同『江戸幕府御爲替の仕法―享保期銀座史料による再検討―』(『同志社商学』二〇巻一・二号、一九六八年)、同『江戸幕府御爲替組の利潤』(『社会科学論集』三号、一九七二年)、新保博『徳川時代の爲替取引に関する一考察―御金蔵爲替を中心に―』(『神戸大学経済学研究年報』一五号、一九六八年)、同『御金蔵爲替の成立についての一考察』(『三田学会雑誌』六四卷八号、一九七一年)、松尾涼『江戸幕府大坂御爲替について』(『日
- 本歴史』第二八三号、一九七一年)、大野瑞男『元禄末期における幕府財政の一端―大阪御金蔵金銀納方御勘定帳』の紹介を兼ねて』(『史料館研究紀要』第四号、一九七一年)。
 - (11) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』(吉川弘文館、一九八五年)。
 - (12) 曲田浩和『享保六、七年における公金爲替について―迅速な公金輸送の対応―』(『白山史学』第三十号、一九九四年)、村和明『御爲替三井組の御用関係帳簿類について―寛政四・五年の京・大坂両替店史料を例に』(『三井文庫論叢』第四四号、二〇一〇年)、同『御爲替三井組の御用関係帳簿類について(2) 訂正・注記から考える』(『同前』第四五号、二〇一一年)、同『御爲替三井組の御用関係帳簿類について(3) 十人組作成の帳簿・失われた記録』(『同前』第四六号、二〇一二年)、大野瑞男『大坂金蔵の性格と収支』(『三井文庫論叢』第四九号、二〇一五年)、同『大坂金蔵拝借帳について』(『同前』第五〇号、二〇一六年)、『荒木両替店文書』(京都大学総合博物館、二〇一八年)。
 - (13) 辻達也『享保改革の研究』(前掲注3)、北島正元『江戸幕府の権力構造』(岩波書店、一九六四年)、高埜利彦『日本の歴史13 元禄・享保の時代』(前掲注3)、大石慎三郎『將軍と側用人の時代』(講談社、一九九五年)など。
 - (14) 石川健次郎・安岡重明「商人の富の蓄積と企業形態」(安岡重明・天野雅敏編『日本経営史1 近世的経営の展開』岩波書店、一九九五年)六四頁。
 - (15) 中田易直『三井高利』(吉川弘文館、一九五九年)、拙稿①『三井家の発展と大名貸―延岡藩牧野氏を事例として―』(『宮崎県地域史研究』第二四号、二〇〇九年)。
 - (16) 安岡重明『財閥形成史の研究』(ミネルヴァ書房、一九七〇年)。
 - (17) 三井文庫編『三井事業史』本篇第一巻(三井文庫、一九八〇年)、日本経営史研究所編『三井両替店』(株式会社三井銀行、一九八三年)。
 - (18) 中田易直『三井高利』(前掲注15)、宮本又次『住友家の家訓と金融史の研究』(同文館、一九八八年)、林玲子『江戸・上方の本店と町家女性』(吉川弘文館、二〇〇一年)、吉田伸之『日本の歴史17 成熟する江戸』(講談社、二〇〇二年)。
 - (19) 『御用留抜書 壱』(三井文庫所蔵史料 本二〇四)によれば、海保孫四郎・三谷三九郎・三谷勘四郎・蔵田七郎右衛門も爲替御用請負を希望する願書を提出していることが書かれているが、爲替御用達の二二名には入っていない。

- (20) 本両替とは主に金銀を取り扱った両替商。本両替の成立は江戸が最も古く明暦三年（一六五七）以前であった。
- (21) 遠藤佐々喜「江戸時代の公金爲替制度に於ける御爲替組の発達真相」（前掲注9）五頁、中田易直『三井高利』（前掲注15）一七二頁。
- (22) 「爲替御用達之事」（岩生成一監修『京都御役所向大概覚書』下巻、清文堂出版、一九七三年）二一九頁。
- (23) 松尾涼「江戸幕府大坂御爲替について」（前掲注10）七四―七七頁。
- (24) 「御用留抜書 弐」（三井文庫所蔵史料 本二〇五）。寛政四年に京両替店が江戸両替店から取り寄せて写し取った七冊のうち二冊目である。後年に編纂された史料ではあるが、江戸両替店の史料は大部分が焼失しており、三井家の幕府御爲替御用について知るためには、貴重な史料である。
- (25) 『新訂寛政重修諸家譜』第一一七五頁によれば、松平美濃守重良は元禄元年七月二十七日より勘定頭。知行三〇〇〇石。
- (26) 『新訂寛政重修諸家譜』第一一三九三頁によれば、稻生伊賀守正照は元禄二年五月三日より勘定奉行。知行一五〇〇石。
- (27) 『新訂寛政重修諸家譜』第一八二四六頁によれば、諸星伝左衛門忠直は元禄元年七月二十七日より勘定吟味役。知行二〇〇石、廩米四〇〇俵。
- (28) 『新訂寛政重修諸家譜』第一〇一四二頁によれば、荻原近江守重秀は元禄九年九月一日より勘定奉行。知行三七〇〇石。
- (29) 金奉行は幕府の金庫を管掌する役で、元方（収納）と払方（支出）の二つに分かれる（拙稿②「金奉行」大石学編『江戸幕府大事典』吉川弘文館、二〇〇九年、一四二頁）。
- (30) 『新訂寛政重修諸家譜』第一八二九六頁によれば、大柴清右衛門祐栄は元禄二年閏正月三日より御金奉行。廩米三五〇俵。
- (31) 『新訂寛政重修諸家譜』第一六一三三四頁によれば、大岡喜右衛門忠通は元禄二年閏正月三日より御金奉行。廩米二〇〇俵。
- (32) 『新訂寛政重修諸家譜』第一〇一三〇九頁によれば、永井内蔵助信晟は元禄二年閏正月二三日より御金奉行。廩米三〇〇俵。
- (33) 「御用留抜書 弐」（前掲注24）。
- (34) 後藤包（金座包）は、一般に小判は百両包、一分金は五十両が主であった。

- 包み方、封印の方法、使用印などはすべて幕府の許可を得た一定の方式をとっていた。
- (35) 小田忠「包銀の流通―包銀の流通は人々にとって役に立ったか―」（大阪商業大学商業史博物館紀要）創刊号、二〇〇一年）六七頁。
- (36) 「大坂御蔵定御証文写」（『竹橋余筆別集』近藤出版社、一九八五年）一九六頁。
- (37) 『新訂寛政重修諸家譜』第七二〇頁によれば、小田切土佐守直利は貞享三年七月十日より大坂町奉行。知行二六三〇石。
- (38) 『新訂寛政重修諸家譜』第一三一一七頁によれば、加藤平八郎泰堅は元禄四年正月十一日より大坂町奉行。知行二〇〇〇石。
- (39) 『新訂寛政重修諸家譜』第一一一四二頁によれば、八木庄兵衛某は寛文十一年九月十八日より大坂の御金奉行。廩米三〇〇俵。
- (40) 『新訂寛政重修諸家譜』第三一三〇六頁によれば、小尾市郎左衛門某は天和元年七月四日より大坂の御金奉行。廩米四〇〇俵。
- (41) 『新訂寛政重修諸家譜』第一八一七六頁によれば、服部半左衛門保儀は元禄二年六月十日より大坂の御金奉行。廩米三〇〇俵。
- (42) 『新訂寛政重修諸家譜』第一六一二五二頁によれば、小林十右衛門直政は元禄三年十月三日より大坂の御金奉行。廩米三〇〇俵。
- (43) 『徳川実紀』第六篇（吉川弘文館、一九九二年）一〇一頁によれば、阿部正武は京都所司代引渡のため上洛している。
- (44) 大石慎三郎『元禄時代』（前掲注3）一六一頁。
- (45) 「御用留抜書 弐」（前掲注24）。
- (46) 箔座は、幕府が金銀などの箔類の製造・売買を統制したり、税金を徴収したりするために設けた機関。元禄九年（一六九六）に江戸と大坂に設けられ、宝永六年（一七〇七）に廃止された。
- (47) 柚木学『日本酒の歴史』（雄山閣、一九七五年）六二―六七頁。
- (48) 内藤耻叟『徳川十五代史』第三編（新物往来社、一九八五年）一四二頁。
- (49) 「御用留抜書 弐」（前掲注24）。
- (50) 「御用留抜書 弐」（前掲注24）。
- (51) 三井次郎右衛門高伴と思われる。

- (52) 岸部次郎右衛門は銀座の大勘定役で、両替町押小路上ル町(京都市中京区)に居住していた。
- (53) 中瀬勝太郎『徳川幕府の会計検査制度』築地書館、一九九〇年) 六四頁。
- (54) 「御用留拔書 式」(前掲注24)。
- (55) 中村九郎右衛門は元禄一二年より銀座年寄。後に内蔵助と名乗る。正徳四年の銀座手入れの際に追放を命じられた。田谷博吉『近世銀座の研究』(前掲注10) 一九四―一九六頁。
- (56) 『通航一覽』第三(国書刊行会、一九一三年) 五三〇頁。
- (57) 『新訂寛政重修諸家譜』第八―二六四頁によれば、宗対馬守義方は対馬国府中藩第五代藩主。
- (58) 「御用留拔書 式」(前掲注24)。
- (59) 藤實久美子「書物師出雲寺にみる御用達町人の格式」(『論集きんせい』第一五号、一九九三年)。
- (60) 「御用留拔書 式」(前掲注24)。
- (61) 『新訂寛政重修諸家譜』第二―一九二頁によれば、大村与右衛門貞義は元禄七年九月朔日より御金奉行。廩米一〇〇俵。
- (62) 『新訂寛政重修諸家譜』第一七―六七頁によれば、井戸対馬守良弘は元禄七年二月一九日より勘定奉行。知行二五四〇石。
- (63) 『新訂寛政重修諸家譜』第一六―一七六頁によれば、久貝因幡守正方は元禄一二年正月一日より勘定奉行。知行五五〇〇石。
- (64) 『新訂寛政重修諸家譜』第一八―二四七頁によれば、諸星清左衛門盛明は元禄一〇年閏二月七日より御金奉行。廩米三〇〇俵。
- (65) 「八朔御目見献上物ノ儀ニ付井戸備前守御達」(三井文庫所蔵史料 殊二三九)。なお、戸備前守は井戸備前守ではなく戸川備前守のことである。
- (66) 『新訂寛政重修諸家譜』第一五―二八七頁によれば、戸川備前守安廣は元禄一二年四月一四日より勘定奉行。知行三〇〇〇石。
- (67) 「御用留拔書 式」(前掲注24)。
- (68) 『新訂寛政重修諸家譜』第二―一四〇頁によれば、杉山久助信行は元禄一三年一月二六日より御金奉行。廩米一五〇俵。
- (69) 竹内誠『大系日本の歴史10 江戸と大坂』(小学館、一九八九年)、拙稿③「忍城主阿部家の江戸藩邸と將軍御成り」(『行田市郷土博物館研究報告』第九集、二〇一八年)。
- (70) 拙稿④「一八世紀における三井家の大名貸―笠間藩牧野家を事例として―」(『論集きんせい』第三三号、二〇一二年)。
- (71) 村和明「三井の武家貸と幕府権力」(牧原成征編『近世の権力と商人』山川出版社、二〇一五年)。